

議案第 30 号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第20条第1項から第3項まで若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 3 令和3年12月に支給された期末手当の額の算定においてこの条例による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定が適用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「127.5分の15」とあるのは「72.5分の10」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。